

保 税 蔵 置 場 許 可 期 間 の 更 新 公 告

関税法第42条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年 4 月 4 日

函 館 税 関 長 鶴 卷 嘉 一

1. 被許可者の住所及び名称

東京都千代田区大手町1丁目6番1号

大太平洋金属株式会社
(法人番号：2010001008717)

2. 保税蔵置場の名称及び所在地 (管 轄 官 署 : 八 戸 税 関 支 署)

大太平洋金属株式会社 保税蔵置場

八戸市大字河原木字海岸21番2

3. 更新した期間

自 平成31年 5 月 1 日

至 平成37年 4 月 3 0 日